

令和5年5月8日

保護者各位

志徳館学園
学園長 稲田浩昌

5類感染症への移行後における感染症対策について

日頃より学園の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されました。それに伴い、学園では厚生労働省の「基本的な感染対策の考え方」を参考にして、下記の通り対応させていただきますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。
なお、ご不明な点がございましたら、教職員へご確認ください。

記

1. マスクの着用

生徒のマスクの着用については引き続き、本人及び保護者の判断とさせていただきます。但し、風邪等の症状がある場合には、マスク着用のご協力をお願いいたします。

2. 生徒の体調管理

生徒の登校前の検温表及び検温表の記入は廃止し、登校した際の検温のみとさせていただきます。体調に不安や風邪の症状がある時は、自宅で療養してください。

3. 出欠等について

生徒等の感染が確認された場合は、出席停止とします。停止期間は「発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで」とします。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、できるだけマスクの着用をお願いします。

4. 学園生活、環境管理

生徒の登校時に手指の消毒を行い、机等の消毒は引き続き実施いたします。
学園内の面談スペースの亚克力板は廃止させていただきます。

以上